

2013年10月9日 全10頁

# 法律・制度 Monthly Review 2013.9

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 2013年9月の法律・制度に関する主な出来事と、9月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 9月は、バーゼル委・IOSCO（証券監督者国際機構）が中央清算されないデリバティブに取引に係る証拠金規制に関する最終報告書を公表したこと（2日）、ASBJが企業結合に関する会計基準の改正を公表したこと（13日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○9月の法律・制度レポート一覧	2
○9月の法律・制度に関する主な出来事	3
○10月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
デリバティブ取引の証拠金規制	5
○レポート要約集	6
○9月の新聞・雑誌記事・TV等	10
○9月の大和総研ウェブサイトコラム	10

## ◇9月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
5日	ちょっと「キーワード」公益通報者保護制度	堀内 勇世	その他法律	P. 3
11日	法律・制度 Monthly Review 2013.8 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 14
12日	約款に関する改正 ～民法（債権関係）の改正に関する中間試案－1～	堀内 勇世	その他法律	P. 6
	空売り規制の見直し、11月5日施行	横山 淳	金融商品 取引法	P. 20
	上場廃止基準、特設注意市場銘柄の見直し	横山 淳	金融商品 取引法	P. 17
19日	「NISA」は便利になるのか ～金融庁、一年単位でNISA口座開設金融機関の 変更を認めることを要望～	鳥毛 拓馬	税制	P. 6
24日	教育資金の一括贈与非課税措置の解説3 ～政省令・通達等の改正を踏まえた解説～	是枝 俊悟	税制	P. 14
25日	IFRS(国際会計基準)の金融商品会計 ～検討状況の概要～	吉井 一洋	会計	P. 10
26日	デリバティブ取引の証拠金規制 ～【BCBS/IOSCO 最終報告】 外為フォワード・スワップは適用除外～	鈴木 利光	金融制度	P. 15

## ◇9月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
2日	◇バーゼル委・IOSCO（証券監督者国際機構）、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書を公表。
4日	◇金融庁、「保険会社に対するERMヒアリングの実施とその結果概要について」を公表。
5日	◇G20首脳会合がサンクトペテルブルクで開催される（6日まで）。
6日	◇金融庁、「平成24年度有価証券報告書レビューの実施結果について」を公表。 ◇平成24年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る政令・内閣府令が施行。インサイダー取引規制の見直し等。
10日	◇公正取引委員会・消費者庁・財務省、消費税転嫁対策特別措置法のガイドラインを公表。
12日	◇日証協、「NISA（少額投資非課税制度）に関するQ&A」を改訂。 ◇金融庁、「情報伝達・取引推奨規制に関するQ&A」を公表。
13日	◇ASBJ、改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」および関連する他の改正会計基準等を公表。上場子会社株の売却を資本取引とする等の改正。原則2015年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用。
18日	◇IOSCOとIFRS財団、IFRS適用の首尾一貫性を国際的に高めるための共同プロトコルに合意。
25日	◇日本とニュージーランドとの新租税条約を発効させるための外交上の公文の交換が行われる。10月25日より新租税条約が発効し、2014年1月1日以後（に開始する各課税年度から）新租税条約適用。 ◇バーゼル委、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表。
27日	◇国税庁、「NISA（少額投資非課税制度）の手続に関するQ&A」を改訂。
30日	◇金融庁、「金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件」を改正。有価証券の売出しの際、当該取引所に上場されていれば届出を要しない「指定外国金融商品取引所」に5取引所を追加。 ◇日本公認会計士協会、監査基準委員会研究報告第2号「金融商品の監査における特別な考慮事項」を公表。

## ◇10月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2013年	10月1日	◇税務署がNISA（少額投資非課税制度）の非課税口座開設届出書等の受付を開始。
	11月5日	◇空売り規制の見直しの施行。
2014年	1月1日	◇上場株式等の配当・譲渡益等の税率（個人）が10.147%から20.315%に引き上げ。 ◇NISAにおける新規投資が可能に。
	3月31日	◇国内基準行向けバーゼルⅢの適用開始。
	4月1日	◇消費税率が5%から8%に引き上げ。 ◇住宅ローン減税の控除限度額が拡充。 ◇「企業結合に関する会計基準」の改正について早期適用が可能に。
	12月1日	◇投資信託等のトータル・リターンのお知らせの適用開始。
2015年	1月1日	◇相続税・贈与税の抜本改正（相続税・贈与税の最高税率の55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の4割縮減など）の施行。 ◇所得税の最高税率が40%から45%に引き上げ。
	3月31日	◇復興特別法人税の課税期間の終了（3月決算企業の場合）
	4月1日	◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%に引き上げ。
	12月31日	◇「教育資金の一括贈与非課税措置」における金融機関の口座への拠出可能期間が終了。
2016年	1月1日	◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。

※2013年9月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。

## ◇今月のトピック

## デリバティブ取引の証拠金規制

2013年9月26日 鈴木 利光

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130926\\_007726.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130926_007726.html)

※図表番号は、引用元の図表番号に対応している。

図表1 標準的手法：資産クラスごとの証拠金率（グロスの当初証拠金）

資産クラス	証拠金率（× 想定エクスポージャー）
クレジット：デュレーション 0～2年	2%
クレジット：デュレーション 2～5年	5%
クレジット：デュレーション 5年超	10%
コモディティ	15%
株式	15%
為替	6%
金利：デュレーション 0～2年	1%
金利：デュレーション 2～5年	2%
金利：デュレーション 5年超	4%
その他	15%

(出所) 最終枠組みの Appendix A を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 標準的手法：証拠金適格のある担保資産ごとの標準的なヘアカット比率

資産クラス	ヘアカット比率（× 市場価格）
現金（同一通貨）	0%
高品質の国債・中銀債（残存期間 1年未満）	0.5%
高品質の国債・中銀債（残存期間 1～5年）	2%
高品質の国債・中銀債（残存期間 5年超）	4%
高品質の社債・カバードボンド （残存期間 1年未満）	1%
高品質の社債・カバードボンド （残存期間 1年超5年未満）	4%
高品質の社債・カバードボンド （残存期間 5年超）	8%
主要指数の構成銘柄である株式	15%
金（ゴールド）	15%
返済通貨が担保資産の通貨と異なる場合	+8%（上記それぞれの比率に対して）

(出所) 最終枠組みの Appendix B を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 当初証拠金に係る規制の段階的实施

実施時期	実施が求められる対象主体	
2015年12月1日～	想定元本残高の総計 (3ヶ月(開始年の6・7・8月)の月末平均) (注)	3兆ユーロ超
2016年12月1日～		2.25兆ユーロ超
2017年12月1日～		1.5兆ユーロ超
2018年12月1日～		7,500億ユーロ超
2019年12月1日～		80億ユーロ以上

(注) 連結ベース

(出所) 最終枠組みを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

### 【5日】

#### ちょっと「キーワード」公益通報者保護制度

現在、公益通報者保護法に基づく「公益通報者保護制度」が存在する。

細かい条件が定められているが、労働者が、勤務先の不正行為を一定の通報先に通報した場合には保護される。

なお、最近、消費者委員会から「公益通報者保護制度に関する意見 ～消費者庁の実態調査を踏まえた今後の取組について～」が公表されている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130905\\_007650.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130905_007650.html)

### 【11日】

#### 法律・制度 Monthly Review 2013.8

##### ～法律・制度の新しい動き～

2013年8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

8月は、金融庁がIFRSの任意適用要件の緩和等の案を公表したこと(26日)、消費税率引上げに関する「点検会合」が開かれたこと(26日～31日)、各省庁が税制改正要望をとりまとめたこと(30日)などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130911\\_007677.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130911_007677.html)

**【12日】****約款に関する改正  
～民法（債権関係）の改正に関する中間試案－1～**

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が2013年2月26日に決定されている。

6月17日までパブリック・コメントの手続が実施され、集まった意見などをもとに、法制審議会民法（債権関係）部会で、改正に向けた審議が続けられている。

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の内容は多岐にわたるが、約款に関する規定の創設が提案されており、ここではこの「約款」の部分について取り上げる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130912\\_007681.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130912_007681.html)

**空売り規制の見直し、11月5日施行**

2013年8月26日、空売り規制を見直す一連の政令・内閣府令・告示が公布された。

具体的には、時限的措置のうち、Naked Short Sellingの受託禁止は、対象にPTSにおける取引を加えた上で、恒久化する。

空売りの残高情報（ポジション情報）の報告・公表については、報告・公表の水準をそれぞれ0.2%、0.5%と改める（現在はいずれも0.25%）などした上で、恒久化する。

他方、（時限的措置ではない）従来の空売り規制のうち、価格規制については、常時規制がかかる改正前の枠組みを見直し、前日終値から10%以上下落した場合に発動するトリガー方式に改めている。

これらの改正は、2013年11月5日に施行される。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130912\\_007679.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130912_007679.html)

**上場廃止基準、特設注意市場銘柄の見直し**

東証は、2013年8月7日、上場廃止基準や特設注意市場銘柄制度を見直す規則改正等を行い、同月9日から施行した。

有価証券報告書等の虚偽記載や不適正意見等を理由とする上場廃止について、「直ちに上場廃止としなければ市場の秩序を維持することが困難である」場合（改正前は「その影響が重大である」場合）を対象とすることを明確化している。

特設注意市場銘柄制度については、指定対象を拡張すると同時に、指定後に内部管理体制等を改善すべき改善期間を、従来の「3年」から「1年」に短縮することとしている。

上場契約違約金の額について、年間上場料（市場区分と上場時価総額で決定）の20倍とすることとしている（改正前は一律1,000万円）。

その他、内閣総理大臣から有価証券報告書等の提出期限の延長の承認を受けた場合の上場廃止基準の取扱いについても明確化している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130912\\_007686.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130912_007686.html)

## 【19日】

### 「NISA」は便利になるのか ～金融庁、一年単位でNISA口座開設金融機関の変更を認めることを要望～

金融庁は、2013年8月30日に2014年度税制改正要望項目（以下、要望）を公表した。本稿では、要望のうち、「NISA」、「金融所得課税の一体化」などについて概説する。

NISAについては、一年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更を認めること及びNISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座を再開することを認めること、が要望されている。

金融商品に係る損益通算範囲について、デリバティブ取引、預貯金まで拡大すること。特に、総合取引所に係るデリバティブ取引については、早期に実現することなどが要望されている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130919\\_007706.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130919_007706.html)

## 【24日】

### 教育資金の一括贈与非課税措置の解説3 ～政省令・通達等の改正を踏まえた解説～

子や孫など1人あたり最大1,500万円の教育資金の一括贈与について非課税とされる「教育資金の一括贈与非課税措置」について、政省令・通達等の改正が行われている。

「教育資金」の範囲は、より明確になった。教育資金は、①学校等の授業料等、②習い事の費用等、③学校等の学用品等の3つに区分される。②および③については、教育資金支出額にカウントできるのは合計で500万円以内である。

①学校等の授業料等には、入学金・授業料だけでなく、学校等に直接支払う施設整備費、修学旅行費、学校給食費などが含まれる。②習い事の費用等には、学習、スポーツ、文化芸術活動、教養の向上のための活動などの月謝などが含まれる。また、これらの活動に用いる物品の費用も、これらの指導を行う者の名で領収書が出る場合は含まれる。③学校等の学用品等は、学校等がプリントなどにより保護者に購入を指示した教科書・副教材、学校指定の学用品（制服や体操着など）などが含まれる。

子や孫の30歳到達時等に、非課税拠出額から教育資金支出額を差し引いた残額がある場合は、贈与税の課税対象となる。この場合、原則として、その時点で贈与者が生存しているか否かにかかわらず、「特例贈与財産」（直系尊属から20歳以上の者への贈与）として「一般贈与財産」より低い税率が適用される。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130924\\_007718.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130924_007718.html)

## 【25日】

### IFRS(国際会計基準)の金融商品会計 ～検討状況の概要～

わが国では、IFRS(国際会計基準)の任意適用要件緩和に向けた規則改正、ASBJ(企業会計基準委員会)におけるIFRSのエンドースメント手続きの検討などが進められているところである。

本稿ではIASB(国際会計基準審議会)のプロジェクトのうち、金融商品会計の検討状況についてとりまとめる。

テーマとしては、金融商品の分類と測定(評価方法)、金融資産の減損、ヘッジ会計、マクロヘッジ会計を取り上げた。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20130925\\_007721.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20130925_007721.html)



**【26日】****デリバティブ取引の証拠金規制****～【BCBS/IOSCO 最終報告】外為フォワード・スワップは適用除外～**

2013年9月2日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）と証券監督者国際機構（IOSCO）は、「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制」の最終枠組みを公表している。

最終枠組みは、2012年7月及び2013年2月に公表された二つの市中協議文書に寄せられたコメントの慎重な検討及び定量的影響度調査（QIS）の結果を踏まえ、政策的枠組みの最終案を示したものである。

そして、最終枠組みは、G20の要請を踏まえ、システミック・リスクの低減及び中央清算の促進を目的として、中央清算されないデリバティブ取引について一定の証拠金（当初証拠金及び変動証拠金）の授受を求めることを提案したものである。

2013年2月に公表された第二次市中協議文書からの主な変更点としては、①現物決済型の外為フォワード・スワップを当初証拠金に係る規制の適用から除外すること、②通貨スワップの元本交換に付随する現物決済型の外為取引も同様に当初証拠金に係る規制の適用から除外すること、③対顧客ポジションのヘッジ目的である等の厳格な要件の下で、当初証拠金の「一度限り」の再担保が許容されること、の3点が挙げられている。

これらは、いずれも第二次市中協議文書からの緩和と言えるものであり、市場参加者にとっては歓迎すべきものであろう。

もっとも、これらの緩和をもってしても、最終枠組みが提案する証拠金規制（特に当初証拠金）が過去に例を見ない規制枠組みであることには変わりなく、対象主体となるOTCデリバティブの取引主体にとっては追加コストの発生が見込まれる。

したがって、対象主体にとっては、最終枠組みの実施が開始されるまでにOTCデリバティブのポートフォリオの再編成（リストラクチャリング）を検討することが今後の課題となろう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130926\\_007726.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130926_007726.html)

## ◇9月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
月刊資本市場 (9月号)	IFRSへの金融商品会計の検討状況	吉井 一洋
日本経済新聞 (9月2日付朝刊1面)	中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制についてコメント	鈴木 利光
中日新聞 (9月7日付朝刊13面)	消費税率引き上げによる家計への影響試算を掲載	是枝 俊悟
週刊ダイヤモンド (9月7日号)	数字は語る—高齢者の巨額金融資産世代間格差はいずれ「世代内」の格差に	是枝 俊悟
Financial Adviser (10月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.31 消費税の転嫁対策特別措置法	鳥毛 拓馬
日本経済新聞 (9月30日付夕刊13面)	インサイダー取引規制の改正についてコメント	横山 淳
金融ファクシミリ新聞社 ウェブサイト (9月30日付記事)	バーゼルⅢのレバレッジ比率等についてコメント	鈴木 利光 菅谷 幸一
週刊ダイヤモンド (10月5日号)	消費税率引き上げの家計への影響についてコメント	是枝 俊悟
銀行実務 (11月号)	NISA 開設に伴う非課税適用確認書の申込手続と注意点	鳥毛 拓馬

大和証券・刊 (9月24日刊行)	2013年度版ダイワの税金読本シリーズ2 法人投資家のための 証券投資の会計・税務	制度調査課
---------------------	---	-------

## ◇9月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
9月18日	知っていますか？民法 <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20130918_007689.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20130918_007689.html</a>	堀内 勇世
9月30日	消費税率引き上げ時の価格転嫁を見極める「換算表」 <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20130930_007730.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20130930_007730.html</a>	是枝 俊悟